

23 議案第24号関係

おいらせ町災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(利率及び保証人)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</p> <p>2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。</p> <p>3 前項の保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</p> <p>(平成23年東日本大震災に係る特例)</p> <p>第16条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条第1項の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは、「8年」と、第14条第1項中「年3パーセント」を「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあっては無利子）」とする。</p>	<p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。</p> <p>(平成23年東日本大震災に係る特例)</p> <p>第16条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは、「8年」と、第14条中「年3パーセント」を「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあっては無利子）」とする。</p>

改正案	現行
<p>2 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、<u>第14条第2項及び</u>第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。</p>	<p>2 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。</p>